

第1 予算審査特別委員会（第2 日目）

H26.3.14（金）10：00～

第二委員会室

開 会 10：00

委員動静報告

委員 長

ただいまの出席委員数は9名であります。

これより本日の会議を開きます。

民生費

委員 長

民生費の説明を求めます。

佐々木部長

（民生費について説明する。）

委員 長

説明が終わりました。

木 下

これより関連議案第15号、第26号、第35号及び第37号を含めて一括質疑に入ります。質疑ございますか。

私からは4件ほどさせてもらいます。

まず、77ページ、臨時福祉給付金給付事業に要する経費2億770万1,000円の対象者の人数はどのぐらいか、それとどういう方法で申請をとるのかをお伺いします。

それと、次は79ページ、障害者地域生活支援事業に要する経費、基幹相談支援センター委託料510万円、これはたしか新規だと思うのですが、どのような相談をするのか、そしてどのようなところに委託するのか、何か専門のところにするのかをお聞きします。

次、福祉除雪委託料967万4,000円、何世帯ぐらいを見ているのかをお伺いします

次、85ページ、子ども・子育て支援事業計画策定に要する経費のうち子ども・子育て支援システム導入委託料463万4,000円、どのような情報がどのような方法で誰によって収集されるのか伺います。また、その個人情報がどのように管理され、プライバシー保護の対策はどのようにとられるのかを伺います。

以上4件、よろしくお願ひします。

杉山副主幹

私からは臨時福祉給付金並びに基幹相談支援センターの関係で答弁させていただきます。

臨時福祉給付金の対象者でございますが、正確には26年度の当初予算決定後に正確な数字が出ると思いますが、予算積算といたしましては25年4月1日現在の数字を使っております。給付金対象者につきましては1万3,620人で、予算上は1万5,000人を見込んでおります。5,000円の加算の対象とされる方ですが、7,511人を見込んでございます。申請方法ですが、詳細につきましては4月1日以降の体制が整ってからになります。現段階で考えておりますのは一応申請書と同意書を全戸配布いたしまして、対象者の方から申請をいただくということを考えてございます。

基幹相談支援センターの関係ですが、内容につきましては身体、知的、精神、3障がいがありますけれども、その方々のさまざまな相談を受け付ける一番最初の窓口と位置づけてございます。それと、市内に今相談支援事業所が3カ所ございますが、その3カ所の相談支援事業所の取りまとめ役プラス地域自立支援協議会というものを設けてございますが、その事務局、それともう一つ、成年後見と虐待防止センターのほうも委託してございます。それらを基

幹相談支援センターの委託料に含めてございます。委託先につきましては、今のところ社会福祉法人滝川ほほえみ会を想定してございます。

鈴木主査 委員からご質疑のございました在宅ケア推進事業の中の福祉除雪委託料に関します世帯数についてなのですが、毎年世帯数の変化がございますが、平成26年につきましては385世帯で見込んでございます。

前田副主幹 私から4点目の子ども・子育ての新システムに関してお答えいたします。このシステムにつきましては、就学前児童に係る情報の一括管理が必要となるということで導入をしようというものでございまして、情報の種類といたしましては就学前児童の保育所あるいは幼稚園に通っている状況、あるいはどんな手当を受けているといった情報の一括管理を目的とするものでございます。それらをこちらのほうで入力をさせていただくとともに、住民情報システムあるいは税情報のシステムと連携することを予定しておりますので、そちらのほうから情報を共有するという形になると思っております。そして、プライバシーの保護、セキュリティー対策につきましては、総合住民情報管理システムの改修により行うこととなりますので、その他システムと同様のセキュリティーが保たれるものと考えております。

委員長 他に質疑ございますか。

三 上 84ページの児童母子福祉費の中の今回消費税アップ対策としての子育て世帯臨時特例給付金の中で、対象となるDVの方、この方々に間違いなくこの給付金が支給されるようにしていただきたいと思うのです。それで、市外にお住まいの方、そういった方々は何人ぐらいいらっしゃるのか、お願いします。

前田副主幹 現在のところ市外にお住まいの方の正確な人数を把握はしてございません。ただ、そういった漏れがないようにということで、北海道のほうを取りまとめ役となっておりまして、各市に対して照会をかけております。それで、そういった事情の方がいらっしゃるというのを北海道で情報を集めまして、それを各市にフィードバックをして、漏れのないように対応するという形になってございます。

三 上 当然住民票は1月1日現在なのでしようけれども、もう既にわかっている方がいらっしゃると思うのです。ですから、事前にそういった方々にわかるような策を今から考えておかなければ、間違っって加害者側の方にそれが支給されるようなことがないようにお願いしたいのですがいかがですか。

前田副主幹 遺漏のないように努めてまいりたいと思います。

委員長 他に質疑ございますか。

清 水 議案第26号関係で別表第3第8条第1項関係、三世代交流センタースポレクホールの貸し館の料金が3区分から4区分になり、午後1、午後2、夜間は従来の午後や夜間よりも安くなっているの、利用者本位の改定と考えますが、その確認をしたいと思います。同様の個人利用は3区分から4区分になっており、それぞれ小中学生が50円、高校生100円、一般150円と変わらないということで、これでは時間当たりに割り返すと33パーセントの値上げになるということになるのですが、これが利用者本位の改定と言えるのかということでお伺いしたいと思います。

次に、交流サロンですが、三世代交流センターの交流サロンは3時間で8,400円、1万930円と、また暖房料金が2,100円と高く、利用実績は24年度で9件と1カ月に1回の割合でも使われていない。クッキングサロンも、2,140円から2,790

円、暖房が1時間当たり540円で年14回。利用率が高い、低いの問題ではなくて、利用目的と料金が合っていないのではないかと。ちなみに廃止をされる総合福祉センターの集会室は1時間1,040円から1,350円、暖房は1時間当たり1,040円と高いわけですが、広さからいけば総合福祉センターが広い。利便性も総合福祉センターのほうがよい、しかも安いと。ですから行政の縦割りでいうと交流サロンは民生費で総合福祉センターは総務費だったわけですが、縦割りでやるとこうなってしまう。しかし、実質の利用のされ方ということでいえば、従来の総合福祉センターの集会室のような料金であれば三世代交流センターもより利用が進むのではないかと。私も何回も利用しているのですが、団体で使うので、とにかく高いということで中地区公民館に移動いたしました。舞台もあって、それなりの価値もあるのです。高級感があるというか、きれいというか、そういう点でも、ワンフロア借り切りみたいものなのだから、そういうことでお伺いしたいと思います。

次に、三世代交流公園ですが、公園のトイレは5月から11月は閉まっているような記憶があるのです。事実と違えば言っていただければいいのですが、その理由について伺います。

社会福祉協議会については、ただいまの部長の説明で場所が旧NTTのビルに移ることで六百数十万円の家賃補助の増ということでした。まずは、内訳を金額でお伺いしたいと思います。また、今のご説明から考えると年間600万円以上の家賃を、団体の性格からいって収益団体ではないので、それは市が補助をすると、これは当然だと思うのですが、こんなにかかるとすれば、もっと公共施設の活用とかということができなかつたのかお伺いをしたいと思います。

次に、臨時福祉給付金で、ただいまの木下委員へのご答弁で対象者数等はわかりました。そこで、まず集中的に実施する期間、その他諸費2,014万6,000円の内訳、担当所管、福祉課ということに間違いはないと思うのですが、人数、一時的に集中的にやるということで、職員を横断的に配置をして取り組むというようなことも考えられるので、主担当所管は福祉課だと思うのですが、その他の所管も関係するのか伺います。

次に、長期入院の方、独居の方、申請などに支援を要する方の支援は職員がやるのか、まさか民生委員の力を予定しているなどということはありませんかと思えますが、一応確認をしておきたいと思えます。

次、保育所費ですが、ただいま財源として国の補助金が新たに加わることで安定するというご答弁はありました。負担金の基準ですが、国基準と同額か、あるいは全国では国の基準より多い負担金を支出をしている自治体もたくさんありますので、その点についてお伺いします。また、3保育所を合わせた負担金の財源の内訳を伺います。

通告していなかったのですが、今回の予算資料で4月の入所見込みが出されております。そこでは一の坂と花月保育所が、中央だったかもしれませんが、定員を上回る予定なのです。これまでも定員を上回るというのは常にあったわけですが、4月1日の時点で1割とか、いきなりオーバーするというのはそんなに普通のことではないように思うのですが、その傾向について確認をしたいと思います。

次、生活保護に関しては、3目生活保護費で89ページですが、全道の福祉事務所窓口申請書が置かれることになったと聞いています。札幌市以外は全部だ

ということです。確認をしましたが、滝川も申請書が置かれております。いつから実施されているのか、移送費等の他の申請書についても置かれていたのか、また置く予定があるのか、3点目、その他の窓口の改善はあわせてされているのか伺います。

次に、住宅手当緊急特別措置事業99万円の内容について伺います。

次に、家族介護用品支給事業、おむつ支給制度ということでお聞きをしたのですが、これは特別会計の内容だということで、質疑の意図は、いわゆる福祉サービスとしてこの会計の中では福祉除雪があります。また、重度障がい者向けのタクシーもあります。また、その他訪問ヤクルトの制度や緊急電話、あるいはお弁当の宅配等、10近い福祉サービスがあるのですが、ここでお聞きをしたいのは生活保護者を除くということはほかの事業ではほとんどないと僕思うのですが、これも話が各款を横断しますが、こういった福祉サービスについて生活保護ではそういう項目での給付はないのです。給付がないものについては、こういう福祉サービスについて支給するという統一された考え方を持っているのか、あるいはそういうことは持っていないのかお伺いしたいと思います。

それと、通告していないのが一つありますが、83ページ、3款1項4目生きがいと健康づくり推進費の虹のかけ橋公園の管理に要する経費ですが、これは冬は閉じるのです。このトイレが冬は使えないような断熱仕様でつくられているものか、そもそもの設計はどうだったのかについてお伺いします。

障がい者関係で、3款1項2目、79ページあたりだと思っておりますが、障害者総合支援法で障がい者福祉サービスなどの対象に難病患者がたくさん加わっておりますが、該当者の人数、種別で何種類で該当者がいるのか、またサービス支給の総額について伺います。

委員長 清水委員、83ページの4目の虹のかけ橋公園の関係で、そもそも設計がどうだったのかというようなご質疑ですが、新年度においてこのトイレの扱いをどうするのかという趣旨であれば認めたいのですが、そういう趣旨でよろしいですか。

清水 そういう趣旨ですが、それだけを聞くと答弁も変わってくるので、冬は経費がかかるので、閉じているというのがこれまでのご答弁です。ただ、つくったものが冬もきちんと使用できる、あるいは使用するという前提でつくられたものを冬は使わないということなのかということを確認したい。

委員長 ちょっと予算とは違い、設計のどうのこうのと言われると当時の話で終わってしまうので、新年度において例えばそれを冬期間も使えるようにするのか、しないのかとか、そういう質疑だったらいいということなのです。

清水 施設が当初の目的どおりに使われているのかどうかというのが大きな問題ですから、当初の目的はこうだったけれども、今は財政事情でこうだというような施設の目的に対する予算のあり方ということでお伺いしております。

委員長 虹のかけ橋公園の答弁については今のやりとりを聞いた上で適切な答弁をお願いしたいと思います。

それでは、答弁を求めます。

杉山副主幹 私から、まず議案関連、三世代交流センターのスポレクホールの改定につきまして答弁させていただきます。

まず、3区分から4区分になり、利用者本位の改定と考えるが、その確認というご質疑ですが、このたびの改定につきましては、あくまでも市民サービスの

向上、利用者の利便性の向上を目的としております。その理由としましては、料金を下げるといった目的ではなく、施設管理側と、利用者のほうから、現状スポレクホールを利用している方々は今のルールで3区分でなく、ほとんどの方が4区分で利用されているという実情を踏まえまして時間区分の変更をしたというものです。その結果、各区分ごとの料金設定は安くなっていますが、あくまでも利用者の方々の利便性を捉えて区分変更したと捉えていただきたいと思っております。

2つ目の同様にスポレクホールの個人利用の料金ですが、あくまでも貸し館の料金設定、時間区分に基づいて個人利用の時間区分、料金を設定してございますので、個人利用だけ3区分にしておくということは想定してございません。ただ、前段申し上げたとおり、現状の利用者の方はほとんどの方が4区分で利用されているということなので、2区分にまたがって33パーセント増をお支払いされる利用者の方はほとんどいないと考えています。もし33パーセント増になる方がいれば、懇切丁寧に説明してご理解をいただきたいと考えてございますので、よろしくお願いたします。

それと、同じく三世代交流センターの交流サロンのご質疑ですが、利用目的と料金が合っていないという趣旨だと思います。清水委員がおっしゃるとおり、料金設定につきましては目的に合わせた料金設定ではなくて各施設の面積単価で利用料金を設定してございます。したがって、交流サロンにつきましては3時間で8,400円ということになってございます。ただ、この4月から総合福祉センターが廃止になることに伴いまして利用者の増等が見込めます。あわせて、今交流サロンのタイルカーペットの張りかえも進めているところで、できるだけ利用者の方が使いやすい環境づくりを整えているところでございます。いましばらくそれらの動向を見据えながら見守っていただきたいと考えてございます。なお、余談ですけれども、3時間で8,400円になってはございますが、条例の暫定措置の経過がありますので、8,400円の2分の1の料金を3時間で徴収してございます。1時間当たり直しますと1,400円になると思うので、総合福祉センターの集会室とさほど変わらない料金設定になっていると思っております。続きまして、三世代交流公園のトイレの関係ですが、雪解けの時期にもよりますが、おおむね5月から11月、公園を開園している期間はトイレをあけてございますので、ご利用いただきたいと思っております。

(「そういうこと聞いていない」という声あり)

杉山副主幹

済みません。

それと、臨時福祉給付金の関係ですが、集中実施期間、集中的に実施するというか、広報活動につきましては当初賦課が決定する前段、おおむね5月中旬、下旬ぐらいから6月にかけて周知をしていきたいと考えています。申請受け付けから原則3カ月を申請期間といたしまして、最長6カ月の申請期間を設けることができるようになっております。集中実施期間という言い方でいえば、おおむね7月から6カ月間を申請期間としたいと考えてございます。

その他諸費2,014万6,000円の内訳ですが、細かい数字ではなくて主なものですが、正職員の方の人員費、時間外手当を含みまして職員手当190万円ほど、あと臨時職員の方の賃金が280万円ほど、あわせて共済費も34万円ほど、それと役務費といたしまして申請書等の発送に伴う通信運搬費で400万円弱、あと銀行口座振り込みが原則になりますので、振り込み手数料315円を想定してございますが、手

数料が670万円ほど、その他パソコン等のリース機器になってございます。
それと、担当所管につきましては、所管は総務課になりますが、今現在福祉課で所管しております。兼務発令でできる仕事ではないと福祉課では捉えてございますので、人事担当には適切な対応ができる体制を要望しております。
それと、長期入院の方や独居の方で申請に支援を要する方の対応ですが、定額給付金のときには職員が臨戸訪問して対応していたと聞いてございます。臨時給付金につきましても、できるだけ給付率を100パーセントに近づけるような努力はしていきたいと考えてございます。

虹のかけ橋公園の関係でございますが、虹のかけ橋公園に設置しておりますトイレについては、凍結防止等の設備がないものでございまして、寒冷地仕様にはなってございません。

それと、住宅手当緊急特別措置事業99万円の内訳でございまして、単身世帯の方が単価2万4,000円掛ける3件掛ける6カ月、複数世帯の方が3万1,000円掛ける3件掛ける6カ月、合わせて99万円で積算しております。積算根拠につきましては、過去の実績から積算してございます。

委員長 三世代交流公園のトイレの質疑に対する答弁で、清水委員は閉まっていると言っていた。閉まっているということではなくて、あいているということではないのですか。

(「あいています」と言う声あり)

委員長 委員 堀主査 あいているのですね。
私からは、難病患者等に対する障がい福祉サービスの利用状況についてご説明いたします。

全体で130種類の難病を対象範囲と定めまして、福祉サービス利用ということでホームページや、また福祉のしおりに掲載いたしまして周知しているところでございます。25年度にスタートいたしまして、今現在該当者につきましては1人です。この方につきましては、入浴補助用具など日常生活用具、延べ3件、25年度におきましては17万3,475円支出しているところでございます。また、この該当者につきましては精神通院も該当しておりまして、それもあわせまして家事援助等のホームヘルパーを派遣しているところでございます。一応26年度予算につきましては、補装具の1,500万円、日常生活用具の1,298万3,000円、介護給付費扶助の5億7,475万3,000円等の中で難病患者の福祉サービス等も対応してまいる予定です。

林主査 私から生活保護費に関します質疑に対しましてお答えいたします。
申請書の窓口設置ですが、いつから実施かということに対しましては、当市福祉事務所では本年から実施してございます。移送費等の申請書も置くのかというご質疑につきましては、窓口配置しております申請書につきましては開始の申請及び変更の申請の際、同様の書類を使用してございますので、移送費の支給の申請につきましても現在窓口配置しております申請書にて申請していただくことが可能となっております。その他の窓口の改善はということでございますけれども、こちらにつきましては従前より福祉課窓口のほうに保護のしおりですとか生活保護制度を紹介するチラシを配置しておりまして、そちらのほうで来所した方に対しまして制度をご説明できるような形で対応をとっております。

庄野主査 保育所運営費につきまして国の基準と同額かというご質疑でございまして、滝

川市で支出しますのは国の基準と同額でございます。市独自の支出はございません。保育所運営費負担金の財源内訳につきましては、まず保護者からの保育料が約9,815万円、国からの保育所運営費国庫負担金が7,537万6,000円、道からの保育所運営費道費負担金が3,768万8,000円でございます。中央保育所と一の坂保育所の入所状況でございますが、中央保育所につきましては近年定員割れでございました。一の坂保育所につきましては、ここ数年は定員を上回る入所状況でございます。

池田主査

私からは社会福祉協議会補助金についてお答えいたします。

内訳につきましては、人件費が実態の見込みに合わせまして72万6,000円の増、事務費272万6,000円の増、内容につきましては事務所賃借料、光熱水費、燃料等となります。事業費13万4,000円の増、平成26年度単年度経費となりますが、移転経費といたしまして243万3,000円の増となっております。

国嶋課長

ただいまの社会福祉協議会の補足で、他の公共施設等の活用を考えなかったのかというご質疑でございますが、社協の移転に際しましては他の公共施設、またあいている民間施設、ストックマネジメント推進室と協力いたしまして、情報提供、下見、見学等を繰り返した末、床面積、また家賃、また場所的な利便性のところから、最終的に現在4月から予定しております旧NTTビルへの移転が決定しております。

続きまして、福祉サービスにおける例えば生活保護受給者の対象者の考え方ということでございますが、もちろん委員がおっしゃいましたように会計、費目は別でございますが、例えば福祉課で所管しております重度障がい者タクシーについては生活保護受給者は対象となっております。そのほかのサービスにつきましても、やはり基本となりますのは他の法律、他の制度で支援、同じ内容があるものについては、制度を設計する際に当然それは外すことにはなると思います。なぜかといいますと、そういった事業のほとんどが滝川市の単費事業であるということから、重複しないように適正な制度設計に努めているところであります。

清 水

まず、交流サロンの特例2分の1というのはどこに書いてあるのですか。あるいは、特例2分の1の要件、どういう場合2分の1なのかということをお伺いします。また、それがほとんどなのか、どういうふうにホームページや交流センターの窓口に記載をされているのかお伺いします。

次に、一応確認なのですが、臨時福祉給付金は民生委員は一切関係ないということを確認してよろしいかが2点目です。

3点目は、保育所に関してですが、中央保育所はこれまでは定員割れだということで、25年4月は定員80人に対して71人です。それが今回は定員80人に対して91人、何と71人から91人にふえているのです。中央が特にこういう状況になっている傾向はどんな要因なのか。また、一応聞きますけれども、一の坂が100人から108人、これは定員90人です。ですから、中央でいうと定員に対して1割強、一の坂でいうと定員に対して2割ということで、たしか5割までは認められるという政令か何かあったと思うのですが、それにしても急増している中央の状況について要因を伺いたいと思います。

生活保護、福祉事務所窓口の申請書についてですが、私も見に行きましたが、カウンターの上に並べられているというよりは積んであると、大変申しわけないですが、3種類ぐらいのものが同じ段になっているのです。申請書がちらっ

と見えるのです。ここにそのものがあるのですが、非常にわかりづらいです。ただでさえわかりづらいのに、これが申請書です。パソコンのポイントでいうと12ポイントなのです。48ポイントぐらいで申請書と書いてあれば、ぽんと目に飛び込んでくるのです。それと、もう一つは、最初の申請書と受けている方の、これは受けている方が口座振り込みにするか、しないかという申請書、それと受けていない方が最初に申請する申請書が受けている方がバスやタクシーを使う、そういうときに使う移送費の申請書、あるいは親やお子さんが亡くなったときの交通費とかの申請書、これが同一書式になっているのです。これは、どう見たってこれで移送費が申請できるというのはわかりません。そこで、どうやったらわかりやすくなるかということであれば、ほかの窓口ではカウンターの見えるところにプラスチックできちっと説明を書いている。新たに保護を申請される方にこのようなことを検討されたでしょうか、伺います。住宅手当緊急特別措置事業については、私は生活保護についてはかなり詳しいという自負はしていたのですが、これは生活保護を受けていない方についての費用だと思うのですが、いつから始まって、どういうふうに周知が行き届いているのかお伺いをしたいと思います。

庄野主査

保育所の中央と一の坂の入所のふえていく要因でございますが、詳しく分析しておりませんが、今年度は特にどの保育所も全体的に入所が多くなっておりまして、特に、毎年ですけれども、一の坂や花月が先に埋まりまして、入れなかった方は中央や二の坂に回ってもらうという状況なのですけれども、特にことしは一の坂、花月が早く埋まりまして、入れない方は近くの中央保育所に回ってもらっているという状況にございまして、ことしは中央保育所が定員を上回っている状況にございます。

国嶋課長

私からまず三世代の交流サロン、特例2分の1の要件はということですが、これは利用される方全てが対象になります。料金については、申請窓口等で表示してある料金は既に全て2分の1のものを表示してございます。

次に、臨時福祉給付金、民生委員は一切かわらないのかというご確認ですが、現段階で一切かわりがないとは断言はできないと考えております。まず、地域の情報、委員のご質疑にもありましたけれども、長期入院中の方ですとか、独居の方、住民票上はご家族がいることになっていても実際は独居の方、そういった地域情報を民生委員の方に確認することも出てくるでしょうし、また常時訪問している高齢の独居の方の質問を受けて、それを教えてあげるといったようなことも出てくると思います。ただ、この給付に当たって、そういった民生委員のチェックですとか助言、またそれを全戸訪問等のように業務として民生委員に課す、お願いするという事は考えてはございません。

それと、生活保護、カウンター等いろいろご意見がございましたけれども、検討したかということですが、まずカウンターのスペース的な問題、また制度的な複雑さ。ですから、申請権を侵害しないようにということで、申請書等については今年度窓口に置かせていただきました。ただ、申請書を出せばその給付が通るのかといいますと、そういった制度ではございませんので、それについて詳細な説明をした上できちんとしてご理解いただくというのが私どもの仕事の基本だと考えてございます。

住宅手当の緊急特別措置事業についてですが、平成21年度の途中、10月から開始になってございます。この制度につきましては、創設当時リーマンショック

等で雇いどめが問題になったときに、その方たちの住居をまず確保しよう、それを求職期間中確保しようということが目的で開始されております。滝川市においては、過去一番多いときで年間十数件の利用がございました。これに伴いまして、離職の証明ですとか、あわせてこれで補填できるのは家賃上限分だけですので、生活費等については社会福祉協議会の離職者支援資金ですとか、社協の貸し付け、ハローワークの離職または雇用給付等の確認、それを福祉事務所が三位一体で連絡をとりながらやってございます。来年度26年度がこの特別措置事業の最後の年になると聞いております。27年度からはセーフティネット支援事業の補助事業の一環になりまして、現在10割補助の事業が4分の3の事業となり、滝川市の負担が発生すると情報が入っております。

清 水

三世代の2分の1の特例ということですが、平成17年度ぐらいに各種団体に対する2分の1減免という、そういうのを全部撤廃したわけですね。現状で2分の1の特例がある施設というのは三世代交流だけなのか、あるいはほかにもあるのか、そこをお伺いしたいと思います。

委員 長

それと、生活保護の窓口について、今課長は、申請してもらってもすぐ全部受けもらえるわけでないで、詳細な説明の上でというような趣旨の答弁をされましたが、申請書を窓口置く目的は、申請書はここにあるということを知ってもらわないと窓口置く意味が満たされないのではないかと。よって、よりわかりやすい表示等が必要ではないかと思いますが、お伺いいたします。清水委員、前段の質疑で、他の施設もあるのかということについては民生費とは直接関係のないことでありますので、他の施設はわからないと思います。

(「聞き直します」と言う声あり)

委員 長

もう一度お願いします。

清 水

減免基準というのが市で統一されていて、それに基づいて三世代もやられていると思うのです。この特例の2分の1というのは、どんな考え方に基づいて設けられているのか伺います。

堀副主幹

古い話になるのですが、見直しを行ったのは平成15年度です。当時特定団体に対して実費徴収をするというような規定を設けていたところにつきまして、それを見直したときに当面の間暫定措置として2分の1を徴収するというように条例の附則でうたっております。ですから、この附則があるのは三世代交流センターだけではなく、当時実費徴収をするといった決めをつくっていた施設について現在もその部分が残っております。

国嶋課長

さらにわかりやすい表示ということですが、スペース的な問題もありますので、現状以上、例えばのぼりとか、表示板を大きくするとか、そういったことは考えてはございません。なぜかといいますと、先ほども答弁させていただきましたけれども、申請書を出すことが目的ではございません。また、窓口においても、申請書を下さいという方はいらっしゃいません。あくまでも生活保護の制度の話を知りたい、もしくは申請を考えているということで、まずお話を聞くのが先になりますので、限られた面積の中で申請書の様式だけをわかりやすく表示することが生活保護制度の円滑な推進に寄与するとは考えてはおりません。

清 水

財政所管からの答弁だったのですが、附則で暫定、経過的に2分の1を継続するという事は、対象は団体ですね。三世代だけではないといいながら、そういうことが10年間以上続いているわけですね。それについて経過措置をいつや

めるとか、はっきり言ってこれは全く周知されていないと思うのです。言ってみたら、2分の1というのは2分の1の料金を書いているというのはわかります。けれども、それが条例の2分の1だという意識は僕もありませんでしたから、ほかの施設を使うときにここも2分の1にしてくれなんていうような、そういう発想自体はないですから、そういう点では経過措置がいまだに続いているということについて、それをだめだとは言いません。安いからだめだとは言わないけれども、違和感を感じるのです。その点について、経過措置というのは、要するにいつまでどういうふうにと守るとかという考え方について伺いたいと思います。

委員長 清水委員、幾ら語尾で体裁を整えても、今の予算審議と今清水委員が一生懸命突っ込んでいる課題については、これは通常一般質問等で明らかにすべきもので、今の予算委員会で特に民生費の中でこれ以上明らかにしなさいと言っても、本来であればこれは総務費の部分でそういった扱いについてただすのはいいのですけれども、あくまでも民生費ですから、そこまでの部分でとどめていただくということにはなりませんか。

清 水 わかりました。
もう一点あるのです。2点目ですが、福祉事務所の窓口のことですけれども、これは全道一斉にやられているわけですから、道からの何らかの文書があったのだらうと想定されます。道からの連絡等はどういう内容だったのか、つまりみんながわかるようにする考えはありませんと、こういう市民の立場に立たない答弁が出るというのは非常に問題だと思うのです。市民にわかるように置いてくださいというようなことは道からは言われていないのでしょうか、確認をします。

国嶋課長 道からは言われておりません。

佐々木部長 道から言われていないということですが、清水委員のご意見も十分踏まえながら、少しでもわかりやすい形で配置したいと思います。

清 水 道から言われていないというのは何を言われていないのか。つまり福祉事務所の窓口申請書を置くということを道内で一斉にやられているわけですが、それは何によって各市町村に伝えられたのかと、文書なのか、また文書であればどういう内容なのかについてもお聞きしておりますので、お伺いします。

国嶋課長 清水委員のご理解にちょっと勘違いがあるようですが、今回通知もしくは文書等で来て、窓口で置きなさいということになったわけではございません。道のほうからは、窓口で置いているか、そのほかの実態についても調査という形で来ております。その調査に回答する中で、申請権の侵害等の事例につながるような対応をしていただきたいということで調査が来ております。また、監査事項においても、全道、たしか半分近くだったと思いますけれども、窓口申請書等を置いている福祉事務所がふえてきているので、滝川市でも考えていただけないかという指摘がございました。それを受けて、滝川市の判断として措置をとらせていただいております。

清 水 それでは、部長に伺いたいと思います。申請書を窓口で置くに当たって、それを市民にわかるように置く考えはないと、こういう答弁が出ました。部長もそのようにお考えですか。

委員長 部長は、先ほど清水委員のご指摘を踏まえて今後市民の皆さんにわかりやすいような対応をしていきたいと答えたのに、再度同じ質疑で部長から答弁を引き

出すということですか。

委員長 (「そういう答弁に聞こえなかった」と言う声あり)
そういうふうには聞こえていなかったというのではなくて、答弁したのだから。

委員長 (「抽象的に聞こえたんだ」と言う声あり)

委員長 いや、答弁している。もっと具体的な答弁です。

(「そういうふうにしたのであればいい。委員長が
確認しているのであればいい」と言う声あり)

委員長 間違いないです。

他に質疑ございますか。

山 口 障害者福祉費、79ページの精神障害回復者の交通費の補助金ですが、前年より増額しているのですけれども、その要因は対象人数がふえたのか、それとも補助率を改定したのか、またそうではなくて補助を出す条件を緩和したのか、どれなのでしょう。

堀 主 査 精神交通費の補助につきましては、精神障がい者等につきまして中央バス、またJR等、身障手帳を掲示することによって半額、砂川市に就労継続支援A型施設運営の株式会社笑飛巣という事業所が立ち上がりまして、精神障がい者等の方で七、八人そちらのほうに通所する方がふえまして、また朝日町に生活訓練事業所ころころというところもできまして、だんだん精神障がい者等の通所者がふえてまいりまして、バス賃の半額補助については今までどおりでございます。ただ、そういう事業所も立ち上がりまして通所者もふえたことによりまして、25年度実績を踏まえての26年度予算増となっております。

委員長 他に質疑ございますか。

副委員長 それでは、3つばかり質疑させていただきます。

まず、81ページ、3款1項3目老人福祉費ですが、この中の老人クラブ運営費補助金、それと連合会運営費補助金があるのですが、減った要素なのですけれども、ほとんど小さい金額で減額になっています。老人クラブという名称が好きでなくて入らない人がいる。現象的にクラブ自体も存続が危ぶまれているのですけれども、元気な老人をもう少し育成するためにふやすべきだと思っておりますので、減額した理由をお聞きしたいと思います。

それから、85ページ、3款2項2目保育所費があるのですが、保育所費の保育士の賃金が上がるというのは制度でわかるのですが、委託料、それと運営負担金、その他諸費がアップになっている要因があるのですが、その他の諸費の内訳をお聞きします。

それと、91ページ、3款5項1目災害救助費で100万円ですが、去年はたしか宮古市の百科事典等の支援ということで確認しているのですが、この中で恐らくどこかの支援だと思っておりますけれども、その内訳と、それと消耗品があるのですが、消耗品の内訳、これは何なのか、それをお聞きいたします。

鈴木主査 老人クラブの補助金の関係の減額についてですが、老人クラブ運営費補助金につきましては、老人クラブの数に応じて支出しているものでございますが、2,700円掛ける12カ月ということで1クラブ当たり3万2,000円対象になるのですが、26年度につきましては今年度比1クラブ減少してございます。その関係でその分だけ減少となっております。また、老人クラブ連合会に関しましては、会員の数、委員も認識されているかと思っておりますが、1,285名から1,125名ということで人数が減っている関係がございまして、その分の支出が減っている

という現状でございます。

委員長 現状は小野委員もわかっているのですが、クラブの会員数が減少するのだけれども、やはりクラブを存続するためにという、このまま減少を放っておくのかという部分があるのですけれども、それも答弁してください。

深村副主幹 老人クラブの現状と今後を見据えた市の対応、考えにつきましてご答弁させていただきます。

先ほど予算の中身の中でもご説明いたしました、現在25年度で老人クラブが29、次年度におきましては1減、さらには幾つか存続も危ぶまれている老人クラブもあると聞いております。ご承知のとおり、老人クラブの中におきましても高齢化が進んでおきまして、会員数がなかなかふえない、伸びない。そんな中で会として運営をしていくリーダー的な方もなかなか育ってこない、そんな中で一部の市内の老人クラブでは会員が現状維持、さらには微増ではありますが、伸びている団体もいらっしゃいます。毎年4月に行われております老人クラブ連合会の定期総会の場などにおきましても、そうした会員数がふえている団体はこうした特徴的な取り組みを行っているといったことをほかのクラブの会長にもお伝えする中で情報交換を図って、ここはこんな先駆的な取り組みをしているのだと、そういう情報共有を図りながら、市はそうした情報共有の後押し、サポートを今後においてもしていきたいと考えております。

庄野主査 保育所運営費のその他の部分についてでございますが、主なものにつきましてには委託料が528万4,000円、備品購入費が80万円となっております。

尾崎副主幹 1目災害救助費、8節報償費についてでございますけれども、百科事典を宮古市教育委員会に贈るということで予定しております。11節需用費の消耗品でございますけれども、これにつきましては宮古市立小中学校給食用の食材ということで、米、ジャガイモ、タマネギを贈るということで考えております。

副委員長 今の災害救助費の中で、去年も100万円、ことしも宮古市に百科事典を贈るという中身なのですか、それも再確認します。

尾崎副主幹 今年度と同様、26年度につきましても百科事典3セットを贈るということで考えてございます。

委員長 他に質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 他に質疑がございませんので、質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 以上で民生費、関連議案第15号、第26号、第35号及び第37号の質疑を終結いたします。

暫時休憩します。11時20分から再開いたします。

休 憩 11 : 15
再 開 11 : 20

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

衛生費

委員長 衛生費の説明を求めます。

佐々木部長 (衛生費の保健福祉部所管の部分について説明する。)

樋郡部長 (衛生費の市民生活部所管の部分について説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

木 下 私からは3件ほどありますので、お願いします。

4款衛生費の3目保健センター費、95ページです。女性のがん検診推進事業に要する経費99万9,000円、これは新規だと思いますけれども、どのような検診なのか、それとも年齢を引き上げたのか、そういうことをお聞きします。

それから次、5目環境衛生費、97ページ、墓地の運営管理に要する経費のうち、その他諸費293万8,000円の内訳を伺います。

それと、同じく5目環境衛生費、97ページ、太陽光発電導入支援補助金、先ほど部長が言いましたけれども、去年200万円を組んでいたのですが、ことしは100万円、実績の減か、どういうような理由で減になったのかをお伺いいたします。

運上主査 女性のがん検診推進事業についてお答えいたします。

これは、従来女性特有のがん検診事業としまして子宮がん検診が20歳から40歳までの5歳刻みの年齢の方、乳がん検診が40歳から60歳までの5歳刻みの年齢の方を対象に無料のクーポンを発行しまして子宮がん、乳がんの検診を受けていただくというのをやっておりました。この女性特有のがん検診事業を平成21年度から25年度までの5年間実施をいたしまして、一通り無料クーポンを配付したところでございます。それで、26年度につきましてはこれを女性がん検診推進事業と名称を改めまして、子宮がんは20歳の方、乳がんについては40歳の方ということで、初めて検診を受ける対象の年齢になった方の女性がん検診を受ける動機づけとして無料クーポンを配付するというに切りかえいたします。また、その他の年齢の方につきましては、昨年までの5歳刻みの無料クーポンによって検診を受けた方についてコール・リコールということで再勧奨のほうに力を入れて、一回切りの検診で終わらないで、また継続して女性がん検診を受けていただけるように勧奨を強化していく予定であります。

原田副主幹 2つ目の墓地の運営管理に要する経費のうちのその他諸費の内訳についてということでお答えします。

一番大きいものが清掃委託、管理除草委託などの委託料として157万円、その他墓地管理、トイレ管理の賃金が11万円、除草剤、くいなどの消耗品費が39万7,000円、光熱水費が14万4,000円、水おけ棚などの修繕料として10万2,000円、仮設トイレの賃借料として29万1,000円、以上が主なものとなります。

大橋主査 太陽光発電の予算額の減になった要因につきましては、現時点で平成25年度の申請件数4件、補助額30万4,600円となっております。200万円の予算が大幅に未消化となることが確定的なため、このことから平成26年度に関しましては目標申請件数10件程度としまして予算額を100万円といたしました。

木 下 女性のがん検診、今言われましたように20歳の方が子宮がん、それから40歳の方が乳がん、その検診の対象人員を把握していたら教えてください。

運上主査 女性のがん検診推進事業の26年度の対象人数は、子宮がんが217名、乳がんが319名です。

委員長 他に質疑ございますか。

清水 それでは、通告どおりですが、まず93ページ、4款1項1目です。在宅当番医制運営事業委託料350万円で、まず協力を得ている医療機関数、医科、歯科別に伺います。また、委託料の内訳として当番医の報酬、また事務費等で主なものを伺います。

次に、同じく、救急医療啓発普及事業委託料335万1,000円で、まず事業の内容、

委託料の主な内訳を伺います。

次に、東町・緑町地区、また幸町地区の共同浴場についてですが、燃料が高どまりしていること、また入浴者数の減少で維持は大変です。また、これに公営住宅建てかえで減少に拍車がかかっています。どのように今年度共同浴場の役割を継続するのかということで、具体的に言うと東町団地、これが今年度移転をしようと思うのです。それで、5階の40戸が入浴者数減の対象になってくると、また政策空き家等でどんどん公営住宅入居者が減っていると、開西団地も今年度から政策空き家が入りますので、対象者数がどんどん減るのです。そういう中で個々の組合の採算が合わなくなるということが当然考えられると、そういう中で役割を継続するためにどんなことを考えているのかということで伺います。

次、2目予防費です。ここでは予防接種手数料の定期、任意の財源についてお伺いします。また、インフルエンザ、本人の負担について年齢等で本人負担が定められていると思うのですが、これをお示しいただきたいと思います。また、手数料と委託料、これはどういうふうに分けているのかということとその主な内訳を伺います。

次に、95ページ、3目です。健康管理システム運用に要する経費ということで283万3,000円ですが、情報を保健センターで管理することになるのはわかるのですが、そこで特定健康診査あるいはがん検診、母子健診、妊産婦健診などさまざまな情報が入力されると思います。しかし、保健センターで管理されている情報というのはこのほかにもあるわけで、どんなことが入力されるのかということがまず1点目。2点目は、それを市民が自分の情報を知り、また利用する方法について。3点目は、セキュリティーについて伺います。

次に、いきいき百歳体操ということでお聞きをしたのですが、これは介護保険特別会計ということですので、考え方は共通するので、聞き方を変えたいと思います。いろんな健康事業を保健センターを中心に進められています。そういう中で、市立病院の患者数が顕著な割合で減っているということで、人口減がその要因だと説明されたのですが、私は本当にそうなのかなと、最近のいわゆる健康ブーム、こういうのが僕は功を奏してきているのではないのかと思うので、さまざまに行われている健康事業、こういったものが医療費の減に功を奏してきているのかということでお伺いをしたいと思います。

次に、休日夜間急病センターでは市立病院等救急外来との統合について議論の経過がございます。その経過について伺います。何年か前は市立札幌病院から医師を派遣していただいていたと、これは市立札幌病院ということではなくて、その医局ということだろうと思うので、たまたま市立札幌病院だったと思うのですが、今年度も市立札幌病院なのかと、あるいはどこの医局なのかということでお伺いしたいと思います。

じん芥処理費、99ページ、ごみ収集です。4款2項1目です。ごみ収集等委託料ですが、まず委託業者は3社になっていると思います。長期契約をされておりますが、何年契約の何年目かということでお伺いします。2点目は、公共工事労務単価が引き上げられている中で、賃金は十分に適正に払われているのかという把握について伺います。3点目は、収集車両、これの更新についてですが、市の貸し出し車両も何台かあったと思うのですが、その点について伺います。4点目は、収集員の人数は十分確保されているのかということで、これは

具体的に何を言いたいかという、非常にけがも多いし、きょうは休むとかいうことで、収集員の人数を安定して毎朝確保するというのは結構大変なのだろうと思うのです。しかし、経営上はぎりぎり経営しているということもあって、時として一人で運転していることはないのかなとか、そういうことも思うので、十分確保されているのかということ伺います。

次に、指定ごみ袋についてですが、これはどちらになるのか、その他諸費に入るのかと思うのですが、80円のとときに販売手数料が6円40銭だったのです。これが100円になって、6円になったのです。商品の単価が上がるのに手数料が下がると、一般的にはこれはおかしいと思うのですが、聞くところによると砂川市などはもっと安いということで、6円に下げても理解をいただいたということなのですが、ある業者は理解をしていないと、やっぱり下がるということについてはちょっと困るのだという声がございしますが、こういった声についてお考えを伺いたいと思います。

次に、同じ目の資源回収委託料です。また奨励金についてですが、まず町内会に対する奨励金は1キログラム2円なのです。しかし、町内会も高齢化で今後継続ができない町内会も出てくるのではないかと、どのように把握しているのか伺います。また、委託収集のキログラム当たりのコストと集団回収のキログラム当たりのコストの比較について伺います。4点目は、次期最終処分場の実施計画などについては前年度の残容量等の調査等でいよいよ新たな段階に入ってくるのかなと思いますので、実施計画などの計画上のスケジュールについて伺います。

委員長

ただいま清水委員の通告の質疑が終了いたしましたので、ここで休憩に入ります。午後1時再開ということで、よろしく願いいたします。それでは、休憩いたします。

休 憩 11:45

再 開 12:59

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中、清水委員の質疑が終わっておりますので、答弁から再開させていただきます。清水委員の質疑に対する答弁を求めます。

岩佐主査

在宅当番医制運営事業についてお答えします。協力を得ている医療数は、滝川市立病院、滝川脳外科病院の2医療機関しかございません。委託料の内訳としては、日曜、祝日、年末年始の日中、夜間の外科の診療を受け持つということで1日5万円、これが70日ありますので、350万円として医師会と協定を結んでおります。

続きまして、救急医療啓発普及事業についてお答えします。事業の内容につきましては、平日の夜間の内科、土曜の午後、それから平日の夜間の外科の救急医療を主に行っております。委託料の内訳ですけれども、平成11年、医師会との契約で現在の価格335万1,000円としておりますが、この算出基準は、当時救急医療普及費補助金という形で補助金が出ておまして、医師会の会員数によって決められておりました。現在もこの基準を使って医師会と契約しており、会員数も当時の基準のままなので、額も変更しておりません。

続きまして、予防接種手数料についてお答えします。財源につきましては、交付税措置がされております。それから、インフルエンザの本人負担につきましては、65歳以上の高齢者が主な対象者で、3,600円のところを本人負担は1,800

円としております。それから、手数料と委託料の内訳ですけれども、これにつきましては予防接種の料金ということで、手数料につきましては市立病院で接種する場合、それから委託料は市内の医療機関で接種する場合という形で分けております。その割合については、BCGを初めとする10種の予防接種について、過去の実績から割合をそれぞれ分けまして算出しております。

原田副主幹

私から3点目の共同浴場のご質疑についてお答えします。

平成26年度予算では、さいわい湯、ひがしの湯、両浴場とも今までと同額の20万円の補助金を計上しました。さいわい湯につきましては、昨年来の管理組合との協議の中で営業時間や勤務体制、経費の一部見直しを実施し、26年度以降の補助金については原則現行と同額の20万円の補助金で運営することが可能であるということを確認しているところです。ひがしの湯につきましては、昨年9月の新団地完成以降、入浴客が減少し、またガス代の高騰などから経営が悪化しており、厳しい状況にあることは把握しております。両浴場とも厳しい状況の中で経営を続けているのは十分認識しておりますので、燃料費の高騰や入浴客数の減少など、想定外の状況が発生した場合には管理組合との連絡を密にする中で状況に応じた適切な対応をしていきたいと考えています。また、ひがしの湯については、今後工事が始まる第2団地完成の時点でさらなる入浴客の減少は避けられない状況ですので、さいわい湯を含めた両浴場のあり方については今後検討していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

村井主査

健康管理システムの運用についてお答えします。

特定健診やがん検診、母子健診、乳幼児健診以外の入力する内容についてですけれども、乳幼児期でありましたらそれ以外に予防接種や歯科健診、栄養相談などの入力をします。青年、壮年期、高齢期に関してはがん検診、特定健診事後の指導や訪問内容、それからその他健康づくりにおける相談や障がいに関する相談内容を入力します。それから、高齢期について介護予防の参加状況などを入力する予定です。市民が自分の情報を知り、利用する方法については、市民の方から予防接種等の履歴などの問い合わせがあった場合は、本人を確認して情報提供します。また、先ほどのさまざまな事業について生活習慣病予防や子育て支援などに活用したいと思えます。セキュリティについては、個々にパスワード管理を実施することとサーバー管理についてはほかの市の情報と同じように市役所庁舎内で管理することなど、十分に準備をする予定です。

運上主査

医療費等と健康増進事業との関連についてお答えいたします。

第2次健康たきかわ21アクションプランに基づきまして、さまざまな健康増進事業を実施していますが、市立病院の患者数の減少及び医療費との因果関係、関連等はわかりません。

長瀬課長

私からは休日夜間急病センターの人数の件についてお答えさせていただきたいと思えます。

1点目の市立病院等の救急外来との統合などについての議論ということにつきましては、休日夜間急病センターの方向性につきまして、限りある医療資源を有効活用し、市民に安心、安全な医療サービスを提供できるよう取り進めたいと考えているところでございます。

それから、2点目の市立札幌病院の医師派遣につきましては、1月31日に依頼いたしまして、3月3日付で市立札幌病院のほうから派遣の承諾を受けているところでございます。

運上主査

じん芥処理費の関係のご質疑についてお答えいたします。

委託業者が何社で、長期継続契約では何年目の契約になるかということですが、いずれの3社とも平成24年度から5年の長期継続契約で、平成26年4月に3年目に入ります。

次に、賃金は十分支払われているかということですが、実際に支払われている賃金については、報告義務を求めていることから把握はしていませんが、適切な対応はされているものと思っておりますし、労務管理も含めた適切な対応について改めて求めてまいりたいと思います。

収集車の更新、市の貸し出しなどについてですが、滝川市からは資源ごみ、粗大ごみを収集している委託業者を除き、じん芥収集を担当している2社に各2台の貸し出し、計4台の貸し出しをしております。いずれも修理、メンテナンスなどをしながら維持管理もしていただいておりますし、順調に運行されていることから、現在の更新予定はございません。

収集作業員の人数は十分確保されているかということですが、じん芥の収集委託業者はいずれも20人以上が従事者として登録をされておりますので、十分な確保はされていると思います。通常車両6台が最大稼働する場合、運転手と作業員のセットで業務に当たりますので、最低必要人員は12名となります。滝川市が委託する家庭系のごみ収集と、それから滝川市の委託ではない事業系のごみ収集の両方に従事している作業員がいるということで、シフトなどで対応している状況からも受託者側のほうで効率的な対応を図っていると思われま

す。次に、指定ごみ袋についての販売手数料の件でございますが、7月17日の厚生常任委員会でも現行の8パーセントを5パーセントから6パーセントの範囲内に変更することを検討しているということについてはご説明済みですが、この手数料については取り扱った金額に対して支払いをするというものですから、今回ごみ処理手数料が25パーセント増額をすることから、現行の販売手数料も改正しない場合は市の財政負担も大きく増加するということになるため、販売店の業務負担内容はこれまでと全く変わらないということを踏まえた上で、近隣の砂川市の5パーセント、赤平市の取り扱い手数料5.25パーセントも参考とさせていただき、これを下回らない範囲で滝川市から支払う取り扱い手数料を現行水準に最も近い範囲で検討させていただいたものの結果でございます。なお、2月に開催をさせていただいた販売店の説明会においてもこの点についてはご説明をさせていただき、その後の販売店との次年度の契約のやりとりを現在行っていますが、この点に関してのご質問やご異議は特になく、ご理解をいただけたものではないかと考えております。

次に、集団資源回収の委託料、奨励金について町内会に対する奨励金は2円となっているということで、町内会などの高齢化で今後継続ができない町内会も出てくるのではないかと、この把握はどうしているかという点につきましては、具体的には調査をしておりませんので正確な数字的なものは把握していませんが、奨励金の手続がされなかった団体などには電話で確認などをさせていただいておりますし、その際に確認なども行っています。昨年は1団体が高齢化を理由に廃止の届け出をいただいたところであり、行政回収が現在古紙も行っていることから、これを利用することにしたと伺っているところです。今後もしこうした状況はふえてくる可能性もあると考えておりますので、行政回収がこ

れを補完していく形になると考えております。

次に、委託収集のキロ当たりのコストと集団資源回収のキロ当たりのコストの比較についてご質疑いただきましたが、単純な比較というのは難しいのですが、集団資源回収は回収した資源ごみの売却益は回収する業者と町内会の収入になり、行政回収は衛生施設組合と市の収益になるということから、資源回収業者の売却益を把握しない限り正確な比較はできないということになります。ただし、回収量に対して市が負担する単純なコストの比較で考えた場合は、集団資源回収のほうが低コストであると言えます。

配野課長

私から次期最終処分場の関連についてお答えをさせていただきたいと思います。平成25年度に実施をいたしました最終処分場の残容量調査ですが、これにつきましては結果としまして平成32年8月まで埋め立て可能との調査結果を得ております。このことにつきましては、昨年10月29日開催の厚生常任委員会でも報告をさせていただいたところでありまして、この結果に基づきまして平成32年から供用開始ができるよう準備を進めたいと考えているところであります。現在の予定としましては、平成27年までに事業計画を立てまして、補助要望を開始しながら、平成28年に基本設計、それから平成29年に実施設計、平成30年、31年に造成工事、32年に供用開始という青写真であります。

清 水

救急医療啓発普及事業について、制度のことをよく理解していなかったのですが、平日の当番医がこれに該当するというご説明だったと思うのですが、その場合だと当然医科と歯科ということになると思うのですが、先ほどのご説明では会員数等が15年間変わっていないと。変わっていないことはないと思います。何人、何カ所以上とか、そういう点で変わっていないということだと思うので、これに協力を得ている医療機関を医科、歯科別にお伺いをしたいと思います。

岩佐主査

今の再質疑にお答えします。

救急医療啓発普及事業ですけれども、今清水委員がおっしゃったとおり、平日の夜間の内科、それから先ほど説明しましたけれども、土曜の午後、平日の夜間の外科、これのみで、歯科はございません。それから、私の説明不足でありましたが、平成11年から医師会との契約で委託料は335万1,000円と変わっておりません。これは、会員数は基準内の範囲で変わっていないということです。基準内というのは、51人から100人という、その範囲内で変わっておりません。そういうことで、その範囲内の金額は335万1,000円ということで、現在も契約しております。

清 水

そうすると、歯科の当番医とホームページにも書いていますが、歯科はボランティアでやっただけなのか。ボランティアということはないだろうけれども、要するに普通の開業時間プラス当番医といいながら別の時間にあけておいていただいているけれども、市からは特に救急歯科医療啓発普及事業的なものはないと理解してよろしいでしょうか。

澤田主査

平日の夜間につきましては、歯科のほうは当番病院はやっておりません。土曜日は普通に歯科医院は経営していると思うのですが、日曜日の午前中だけ当番がありますが、それは空知歯科医師会のほうでやっている事業になります。

委員 長
山 口

他に質疑ございますか。

1点だけですけれども、じん芥処理費、98ページ、ごみの新分別で雑紙をふや

すのと、燃えるごみが減ると思うのですけれども、大体どの程度減る積算をしているのか。それと、そのことでじん芥処理費トータルでどの程度メリットがあると考えているか聞かせてください。

運上主査

じん芥処理の関係で、雑紙がふえる関係からどの程度減少を見込んでいるかということですが、これについては厚生常任委員会の中ではご説明しておりましたが、ほかでは説明していませんので、現行の燃やせるごみの中からおおむね19.5パーセント前後の減少を見込んでいる形になっておりますが、それによつてのじん芥処理費についての影響については、毎年データをもとに平均化して、中空知、北空知、それから中・北空知廃棄物処理広域連合で全体のごみの統計をとって影響してくるものですから、26年度すぐのものには反映してこない、負担金のほうには反映してこないということになっております。

委員長
副委員長

他に質疑ございますか。

1つだけお聞きします。95ページの健康教育事業、衛生費の中の健康教育事業ですが、その中で運動チャレンジ推進事業、ことしの新規のもので10万円含んでいるということですが、去年健康たきかわ21のスタートアップの中で、これも新規だったのですが、41万5,000円と、ことしも運動チャレンジ推進事業を新規でうたっているのですが、まるっきり性質が違うと思うのです。その中を見ますと、青年壮年期の運動不足解消と生活習慣病の予防を後押ししますと書いているのですが、例えばどういうものがそういう実態にそぐうのか、その辺をお聞きします。

運上主査

26年度の健康チャレンジ推進事業につきましては、各ライフステージにそれぞれ子供から高齢者まで運動を後押しするさまざまな啓発を計画しておりますけれども、主に予算組みのところで関連するものとしては、壮年期の運動不足解消、生活習慣病予防ということで企業向けの健康教育を企画しております。

副委員長

わかったようなわからぬような、企業向けと言ったのですが、例えば企業向けでどういうことをするのか、参考のために教えてください。

運上主査

説明が不足しまして申しわけありません。働き盛りの方に向けて、特に運動習慣の定着を目的にしまして、生活習慣病予防と運動の関連しました健康教育、そして中身としましては具体的な道具を使わない短時間で簡便にできる運動プログラムなどの紹介を考えておりまして、市内の主に建設業界など、いろいろありますけれども、労働安全大会などでそういう講演をする機会がある企業が多々あります。そのようなところの機会を活用させていただきまして、出向いて健康教育をさせていただくということを計画しております。

委員長

他に質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、他に質疑がございませんので、質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

以上で衛生費の質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は3月17日月曜日午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散 会 13:22